

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	こども医療費の助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柏原市は、こども医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大阪府柏原市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	こども医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<こども医療費助成に関する事務> 柏原市こども医療費の助成に関する条例に基づき、子どもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ることを目的として、子どもにかかる医療費の一部を助成している。主に以下の事務を行う。 ①子ども医療費助成の申請、更新受付、審査、決定、受給者証発行 ②子ども医療費助成金の支給 ③各種届出の受理、審査等 ④助成費の返還に関する事務 <Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係るこども医療費助成に関する事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	①福祉総合システム G-Trust II ②住民情報システム COKAS-R/Ad II ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー ⑤Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
こども医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第6項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉こども部 子育て支援課
②所属長の役職名	福祉こども部 子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 福祉こども部 子育て支援課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 福祉こども部 子育て支援課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみにしている。また、福祉総合システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経て、処理完了とする仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月23日	1 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	1 福祉医療システム 2 団体内統合宛名システム	1 福祉医療システム 2 団体内統合宛名システム	事後	
平成29年1月23日	1 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ	実施する	実施しない	事後	
平成29年1月23日	1 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ	番号法第19条第14号及び柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例		事後	
平成29年1月23日	1 関連情報 5.評価実施機関における担当	こども未来部 こども政策課長 中川 拓也	こども未来部 こども政策課長 礪部 賢二	事後	
平成29年6月13日	I－5－②所属長	こども未来部 こども政策課長 礪部 賢二	こども未来部 こども政策課長 中川 拓也	事後	
平成29年6月13日	II－1 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年12月1日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成29年6月13日	II－2 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年12月1日時点	平成29年5月31日時点	事後	
平成30年6月1日	I－5－① 部署	こども未来部 こども政策課	健康福祉部 こども政策課	事後	
平成30年6月1日	I－5－②所属長	こども未来部 こども政策課長 中川 拓也	健康福祉部 こども政策課長 北西 浩二	事後	
平成30年6月1日	I－7 請求先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 こども未来部 こども政策課	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康福祉部 こども政策課	事後	
平成30年6月1日	I－7 連絡先	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 こども未来部 こども政策課	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康福祉部 こども政策課	事後	
平成30年6月1日	II－1 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年5月31日時点	平成30年5月31日時点	事後	
平成30年6月1日	II－2 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年5月31日時点	平成30年5月31日時点	事後	
令和2年4月1日	I－5－②所属長	健康福祉部 こども政策課長 北西 浩二	健康福祉部 こども政策課長 山本 直樹	事後	
令和2年4月1日	II－1 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年5月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II－2 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年5月31日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年6月1日	I－5－①部署	健康福祉部 こども政策課	福祉こども部 子育て支援課	事後	
令和4年6月1日	I－5－②所属長	健康福祉部 こども政策課 山本 直樹	福祉こども部 子育て支援課長	事後	
令和4年6月1日	I－7－請求先	柏原市役所 健康福祉部 こども政策課	柏原市役所 福祉こども部 子育て支援課	事後	
令和4年6月1日	I－7－連絡先	柏原市役所 健康福祉部 こども政策課	柏原市役所 福祉こども部 子育て支援課	事後	
令和5年12月22日	1 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ	実施しない	実施する	事前	
令和5年12月22日	1 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ		行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第17項	事前	
令和5年12月22日	I－5－②所属長	福祉こども部 子育て支援課長 山本 直樹	福祉こども部 子育て支援課長	事前	
令和6年7月31日	1 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	柏原市こども医療費の助成に関する条例に基づき、子どもの健全な育成に寄与し、もって児	＜こども医療費助成に関する事務＞ 柏原市こども医療費の助成に関する条例に基	事前	
令和6年7月31日	1 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	①福祉総合システム G－TrustⅡ ②住民情報システム COKAS-R/AdⅡ	①福祉総合システム G－TrustⅡ ②住民情報システム COKAS-R/AdⅡ	事前	
令和6年7月31日	1 関連情報 3.個人番号の利用	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に	事前	
令和6年12月25日	II－1 対象人数 いつ時点の係数か	令和6年7月31日時点	令和6年12月25日時点	事後	
令和6年12月25日	II－2 取扱者数 いつ時点の係数か	令和6年7月31日時点	令和6年12月25日時点	事後	
令和6年12月25日	IV－8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	様式変更に伴う新規追加項目
令和6年12月25日	IV－8.判断の根拠	－	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合のみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事後	様式変更に伴う新規追加項目
令和6年12月25日	IV－11.最も優先度が高いと考えられる対策	－	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う新規追加項目
令和6年12月25日	IV－11.当該対策は十分か	－	十分である	事後	様式変更に伴う新規追加項目
令和6年12月25日	IV－11.判断の根拠	－	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要なない情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみにしている。また、福祉総合システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経て、処理完了とする仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う新規追加項目